

手話言語法で暮らしやすい社会に

JAPANESE DEAF NEWS 聾聴力障害新聞

2015年2月12日

特別号 月刊1日発行

発行人・石野富志三郎 編集人・藤森秀一
購読料(年間、郵送料共、本体3,448円) 3,900円
郵便振替口座 01060-5-28898

発行所 一般財団法人全日本ろうあ連盟
編集部(〒602-0901)
京都市上京区室町通今出川下ル
織維会館内
FAX 075-441-6147
TEL 075-441-6079

日聴紙のホームページ <http://jdn.jfd.or.jp/> メールアドレス: jdn@jfd.or.jp

霞ヶ関から銀座をアピール行進する1000人の手話関係者(2014年12月12日)



皆さんは毎日どのくらいにコミュニケーションをとっていますか?
大多数の人は声を出し、それを耳で聞く

私たちは手話言語法の制定を目指しています

世界的に認められた「手話は言語」
2003年、世界ろう連盟の提案により、国連アジア太平洋経済社会委員会起草された障害者権利条約草案に「言語」には音声言語と手話が含まれることが盛り込まれました。そして2006年、この草案を基とした国連障害者権利条約がすべての加盟国により採択され、「手話は

世界的に認められた「手話は言語」
2003年、世界ろう連盟の提案により、国連アジア太平洋経済社会委員会起草された障害者権利条約草案に「言語」には音声言語と手話が含まれることが盛り込まれました。そして2006年、この草案を基とした国連障害者権利条約がすべての加盟国により採択され、「手話は

ことにより、つまり音声言語(日本では日本語)を使ってコミュニケーションをとっています。
しかし、音声言語のほかにも手や指体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語(手話)もあることをご存じでしょうか。
ろう者は、昔から手話を使ってきました。しかし、法的に手話は言語として認められてきませんでした。そのため、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益をこうむり、差別され、排除されてきました。

「手話」であることが世界的に認められることになりました。日本においても2011年に障害者基本法が改正され「言語に手話を含む」ことが明記されました。これはろう者にとって大きな一歩です。
次の一歩として必要なことは、「手話は言語」であり、そのことが実際の生活に活かされるようにするための具体的な法整備であり施策です。
どこでも自由に手話を使える社会環境を

中面もご覧ください

私たちが使っている音声言語(日本語)は

- ①獲得するための環境が自然に出来上がっています。
- ②日本語をしっかりと身につけるために学校などで学びます。
- ③獲得した日本語でさまざまな知識を身につけます。
- ④日本語をもっと自在に使いこなすことができるようになります。
- ⑤そして、その日本語はしっかりと大地に根ざし、普及され、保存され、研究されて守られています。

手話にも言語として、5つの権利が必要です

①手話を獲得する
ろう者が手話を獲得・習得するには、ろう者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報提供とろう者が手話を獲得・習得していくための環境(教育の場)が保障されていなければなりません。

②手話で学ぶ
ろう者がさまざまな知識を学ぶためには、手話に熟達した教員が授業をすること(直接アクセス)と、一般の学校に必要な場合に手話通訳が用意あるいは配置されている(間接アクセス)必要があります。

③手話を使う

④手話で学ぶ

⑤手話を守る

⑥手話を守る

⑦手話を使う
ろう者が手話を使える場(直接アクセス)と、手話通訳者を介して一般社会とコミュニケーションできるシステム(間接アクセス)が必要です。



「手話言語法」制定をめぐる動きが掲載された日本聴力障害新聞の購読をお願いします

ヨーロッパでは

| 憲法で手話を認知 | 手話を認知し、手話について規定した法律を制定 | その他の法律で手話を認知 | その他(報道発表) |
|----------|------------------------|--------------|-----------|
| オーストリア | ベルギー | エストニア | イギリス |
| フィンランド | キプロス | フランス | |
| ポルトガル | チェコ | ドイツ | |
| | ハンガリー | リトアニア | |
| | スロバキア | ルーマニア | |
| | スロベニア | スウェーデン | |
| | スペイン | | |

(※) 認知していない国でも、手話については何らかの形で言及がなされています。

都道府県区市町村1603議会で「手話言語法」制定意見書可決!

議会意見書採択

| 都道府県 | 可決議会 / 議会数 |
|------|----------------|
| 都道府県 | 47 / 47 |
| 区 | 22 / 23 |
| 市 | 738 / 790 |
| 町 | 656 / 745 |
| 村 | 140 / 183 |
| 区市町村 | 計1,556 / 1,741 |

合計
1,603 / 1,788

2015年2月9日現在 全日本ろうあ連盟本部事務所報告数

全自治体採択まであと... **185**

地方自治法99条に基づいて全国の議会で「手話言語法」制定意見書の採択が続いています。2015年2月3日現在で都道府県は100%の47議会、区市町村は90%の1556議会で可決されました。合計1603議会可決という地方政治史上空前絶後の取り組みです。しかもわずか1年半の短期間でこれほど多くの地方議会が採択したことは「音声言語も手話言語も対等」であるあたりまえのことを議会が認め、一日も早い法制化を求めたものです。

国会や内閣は国民の民意である意見書をしっかり受けとめ、一日も早い「手話言語法」制定に取り組んでください。

地図の中の都道府県内の数字は
可決数 / 全市町村(都道府県を含む)
(東京のみ区市町村)

